

各資料の取扱いについて

- 資料は、第5回検討委員会における議論の参考としていただくため、事務局が整理させていただいたもので、事務局の見解を示すものではないです。 また、決定事項でもありません。

- 第5回検討委員会において、市民意見募集に向けた最終的な条例（素案）を決定いただきたいと存じますので、ご意見等につきましては、当日の検討委員会にてお伝えいただき、委員の皆様でご議論いただきたく存じます。

- 当日は、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

<各資料の詳細について>

■【資料1】第4回検討委員会以降の条例（素案）に対する委員ご意見

- ・第4回検討委員会で合意に至った事項を「第4回検討委員会 合意事項」、第4回検討委員会後に追加でいただいたご意見を「委員からの追加のご意見」、考えられる論点を「検討のポイント」として整理させていただきましたので、議論の参考としていただけますと幸いです。
- ・【資料2】と照らし合わせてご確認ください。

■【資料2】（仮称）行田市障がい者差別解消推進条例～共生社会づくり条例～（素案）

- ・【資料1】をもとに作成し、前回からの変更箇所には下線を引いておりますので、議論の参考としていただけますと幸いです。

■【資料3】条例に係る今後のスケジュールについて（案）

- ・第5回検討委員会の延期に伴い、条例公布・施行までの工程・スケジュールを改めて整理させていただきましたのでございます。
- ・市民意見募集の時期等が当初の予定から変更となっておりますが、条例の施行日については、当初と変わらず令和5年10月1日のままとさせていただいております。